

銀行振込などによる公売保証金の納付手続き

1 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前に「**杵築市インターネット公売ガイドライン**」【HP掲載】、を必ずお読みください。
- (2) ログインIDの取得などを行い、KSI官公庁オークション内の杵築市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人代表者名で取得したログインIDで杵築市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (4) 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要となります。必ず入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面より公売保証金の金額を確認した上で、以下の手続きを行ってください。

2 「公売保証金納付書兼返還請求書」の提出

- (1) 公売保証金を銀行振込などにより納付される方は、「公売保証金納付書兼返還請求書」【関係様式のダウンロード集（ネット公売）掲載】をダウンロードし、太枠内をすべて記入してください。
- (2) 「公売保証金納付書兼返還請求書」に記入された氏名、住所、電話番号、ログインID、メールアドレス、返還先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付または公売保証金の返還手続きの完了まで変更できません。
- (3) 記入した「公売保証金納付書兼返還請求書」は、下記送付先に配達記録郵便で送付してください。

(送付先)

〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1
杵築市役所 税務課 収納係あて

3 公売保証金の納付

- (1) 執行機関は、「公売保証金納付書兼返還請求書」を受領した後、当該書類に記入されているメールアドレスあてに振込先口座などをご案内するメールを送信します。
- (2) メールのご案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納

付してください。(公売物件によっては利用できない方法もあります。)

なお、公売保証金は入札開始日の2日前(土日・祝日などを除く)までに執行機関が確認できるように納付してください。執行機関が納付を確認できない場合、入札することができませんのでご注意ください。

ア 銀行振込

※執行機関から振込先口座をお知らせするメールを送信します。

※公売保証金を振り込んだ日から執行機関が納付を確認するまで3日(土日・祝日などを除く)程度かかることがあります。

※振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

イ 現金書留による送付

※現金書留の郵送料等は、公売参加申込者の負担となります。

※現金書留の損害賠償額は、50万円までです。

ウ 現金の直接持参

※窓口での受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

- (3) 公売物件が農地法上の農地を含む場合、公売保証金の納付と併せて、農業委員会などから交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出との両方を執行機関が確認できた方のみ、公売参加申込手続きが完了します。

4 公売保証金の返還

- (1) 落札者(最高価申込者)および次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。この場合、返還までに入札終了後約1ヶ月程度かかることがあります。
- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者(最高価申込者)が代金を納付した場合などに返還します。この場合、返還まで入札終了後約1ヶ月程度かかることがあります。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合およびインターネット公売全体が中止された場合は、中止後に納付された公売保証金を返還します。この場合、返還までに公売中止後約1ヶ月程度かかることがあります。
- (4) 返還する公売保証金は、あらかじめ「公売保証金納付書兼返還請求書」に記載された公売参加申込者名義の金融機関口座へ振り込みます。
- (5) 公売参加申し込み後、入札をしなかった場合には、納付された公売保証金は入札期間終了後に返還します。
- (6) 国税徴収法第108条第5項に該当すると認められる場合は、公売保証金は返還します。
- (7) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する以下の公売参加申込者の公

売保証金は、返還しません。

[1] 以下の行為などを妨げた者

- ・ 入札などをしようとする者の公売への参加または入札など
- ・ 最高価申込者などの決定
- ・ 買受人の買受代金の納付

[2] 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者

[3] 偽りの名義で買受申込みをした者

[4] 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人

[5] 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

[6] [1]～[5]のほか、公売または随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者